

令和5年8月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年8月8日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時56分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
行政課長	増田 慎
参事兼教職員人事課長	田村 暢
インクルーシブ教育推進課長	森 由佳
高校教育課長	渡貫 由季子
特別支援教育課長	片山 葉子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 8月定例会 会議日程

日時 令和5年8月8日（火）9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|---|
| 定教第16号議案 | 令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書
の採択について |
| 定教第17号議案 | 令和6年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用
教科用図書の採択について |
| 定教第18号議案 | 令和6年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書
の採択について |
| 定教第19号議案 | 訴訟について |

日程第2

- | | |
|-------|---|
| 請願第1号 | 「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時
制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制
で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備を
もとめる請願」について |
|-------|---|

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|---------------------------|
| 報告1 | 令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について |
|-----|---------------------------|

教育委員会 8月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 8月定例会を開会いたします。
本日、吉田委員は欠席ですが、本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立をしております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
では、本日の会議録署名委員に、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択について」ほか3件の付議案件があります。
また、日程第2として「「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」があります。
さらに、協議・報告事項として「令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」の報告があります。
お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の定教第19号議案は、訴訟に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書、及び会議規則第35条第1項に基づいて、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は、後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。
それでは、はじめに進行の関係から日程第2の請願第1号に入ります。

請願第1号 「2024年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について
陳述者 保永 博行
説明者 渡貫高校教育課長

教育長 請願第1号につきましては、請願者から事情の陳述の希望がございました。陳述時

間につきましては、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められております。つきましては、陳述時間を5分以内で認めるとともに、説明資料の配付の希望がある場合は、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、陳述者を席にご案内してください。
それでは、事情の陳述の前に確認をさせていただきます。請願第1号を提出し、陳述を希望されている保永博行さんでよろしいですか。

陳述者 はい。

教育長 それでは、これから事情の陳述をお聞きしますので、5分以内でお願いいたします。残り時間は、こちらにタイマーがありますので、適宜確認をしてください。なお、5分を過ぎましたら私から声を掛けさせていただきます。
それでは、請願第1号についてお話してください。

陳述者 私は保永博行です。1979年から2021年まで、県立高校の教員をしておりました。それで、その経験を踏まえて発言をしたいと思います。

まず、この請願では、請願項目がたくさんありますけれども、一番実現してほしいことというのは、93.5%の全日制進学率です。それで、なぜそれを求めるかと申しますと、まず、適正な全日制進学率の実現ということは、生徒の人権であるということです。現代社会において、この人権というのは、特に民主主義の社会においては、最優先の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、93.5%の全日制進学率というのは、神奈川県にとって、決して不可能なことではない。全国と比べても、93.5%という値は、ほとんど全国平均、少しプラスという程度です。

それから3点目としては、93.5%は、県が県民に約束した数値である。1999年の「県立高校改革推進計画」の冒頭で述べているということです。しかし、全日制進学率なのですが、昨年89.6%、今年89.3%と、とうとうまた80%台になってしまいました。ここで、お配りした資料の裏の表をご覧ください。この全日制進学率の低下の主な原因は、はっきり申しまして、県立高校の受入れの低下です。この表で、赤字で示した数値は、目標値として掲げた数値と実績値との差です。それが2019年から、153人不足ということから始まって、今年2023年には、とうとう777人不足している。これがずっと続いて、拡大を続けているということです。そのことに非常に危惧を覚えます。ここについて、是非有効な手立てを考えていただきたい。来年度の募集計画を作るに当たって、どうして県立の進学率が下がってしまうのかということ、そこを最大の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここにいろいろ書きましたけれども、ともかく「通信制より定時制」「定時制より全日制」が、生徒にとっては、本来、教育条件が良いはずなのです。経済的な条件とかをおいておけば、ともかく人間というのは、明るい時間帯に行動するというのが自然です。そういうことから考えても、是非、全日制進学率の向上ということを実現していただきたいというふうに思います。以上です。

教育長 ただいま陳述されました事情について、各委員から確認しておくことがありましたらお願いいたします。特によろしいですか。
 ありがとうございます。それでは、陳述者は陳述席からご移動をお願いします。

陳述者 ありがとうございます。

教育長 この際、事務局から補足説明等がありましたらお願いします。

高校教育課長 本件の請願は教育委員会教育長宛です。【請願項目】として「1」から「8」がありますが、【請願項目】「4」の後半部分「私立の募集定員を策定すること」及び【請願項目】「5」の私立高校生徒への学費補助制度の改善に関することについては、知事が所管する事項ですので、所管部局に趣旨を伝えています。教育委員会において審議すべき【請願項目】は「1」から「4」の公立高校に係る部分において、及び「6」から「8」であることを請願者には口頭で確認しております。請願の趣旨は記載のとおり、子どもたちが希望する、公私立全日制、定時制、通信制高校を選択できるよというのですが、現在、入学定員計画については、公私立高等学校協議会で協議中です。以上です。

教育長 ただいま、請願第1号の事情の陳述をお聞きしましたけれども、陳述いただいた点を確認の上、慎重に審議する必要があることから、今回、継続審議としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第1号については継続審議とさせていただきます。

 それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行は下城委員にお願いします。

下城委員 それでは、日程第1の定教第16号議案に入りたいと思います。

支援部長

定教第16号議案「令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」をご説明します。ファイル01-2「定教第16号・17号議案関係」をご覧ください。最初のページ、1/142ページには、本年4月7日に県教育委員会教育長から神奈川県教科用図書選定審議会会長に諮問した諮問事項です。このうち「(1)」から「(6)」については、4月7日の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会4月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。また、「(7)」については、6月7日の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会6月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。本日も審議いただくのは、諮問事項「(8) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

1 ページお進みください。7月12日の県教科用図書選定審議会（第3回）にて審議を行い、18日に答申を受けました。最下段にある「答申内容」のうち、県立特別支援学校の小学部及び中学部については、この後の定教第17号議案で扱い、この定教第16号議案では、県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書について提案するものです。

1 ページお進みください。3/142ページです。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項により、公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については「学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

2 ページお進みください。5/142ページです。「今後の教科用図書採択のスケジュール」を掲載しております。「中学校」の欄をご覧ください。中学校で使用する教科用図書については、令和6年度は基本的に令和5年度と同一の教科用図書を採択することとなっています。令和7年度から新しい教科用図書を使用開始することになることから、令和6年度に採択替えを行います。

1 ページお進みください。6/142ページです。4月定例会で議決されました「令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針」です。採択に当たっては、採択方針「1」にありますように、中高一貫教育の特色を踏まえ、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択すること。その際、県教育委員会が作成した調査研究資料を活用すること。「2」にありますように、文部科学大臣が作成する教科書目録から採択すること。「3」にありますように、公正の確保に留意することとしております。

1 ページお進みください。7/142ページです。「令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領」です。「1」にありますように、令和6年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、神奈川県教科用図書選定審議会の意

見を聞いたうえで、県教育委員会が採択することとなっております。また、「3」にありますように、県教育委員会にて決定後、各学校長に通知することとしております。

続きまして、ファイル01「定教第16号議案」をご覧ください。7月12日の神奈川県教科用図書選定審議会（第3回）では、両学校長からの申出についてご審議をいただき、希望教科用図書選定一覧を承認し、会長から答申されました。この答申に基づき採択したく提案するものです。

1 ページお進みください。2/3ページには、平塚中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）、3/3ページは、相模原中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）です。

それでは、各校における審議経過や選定理由等をご説明します。ファイル01-2「定教第16号・17号議案関係」を再びお開きください。11/142ページをご覧ください。このページから、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。お開きいただいているページの上段「審議経過」に記載のとおり、6月8日から6月22日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。その際、令和6年度は、令和5年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに、各教科担当が昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を改めて共有しました。

2 ページお進みください。13/142ページです。国語の選定理由書になります。各発行者の中からどのようなプロセスを経て選定に至ったのか等、選定の理由が記載されております。

2 ページお進みください。15/142ページです。補足資料です。こちらは、県教育委員会が作成した教科用図書調査研究を参考に作成したものです。これ以降、種目ごとの選定理由書、補足資料と続いていきます。これらの資料を基にして、各教科担当が、各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、選定した教科用図書の特色等を改めて共有し、校長を会長とする専門委員会を開催して採択希望一覧を作成し、県教育委員会に提出しました。今年度は採択替えの年度ではありませんので、各種目とも選定理由や補足資料の内容について、昨年度と大きく変更したところはありませんでした。以上が、平塚中等教育学校の審議経過と選定理由です。

続いて、同じファイルの75/142ページまでお進みください。相模原中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。「審議経過」にあるように、6月8日から6月22日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。平塚、相模原の二つの中等教育学校では、「教育目標」「育てたい3つの力」「学校のミッション」「めざす生徒像」が異なるため、それぞれの学校の特色に応じた採択をしております。

2 ページお進みください。77/142ページです。国語の選定理由書です。この後、国語の補足資料となり、以降、種目ごとの選定理由書と補足資料と続いていきます。相模原中等教育学校においても、平塚中等教育学校同様、選定理由や補足資料の内容について、昨年度と大きく変更したところはありませんでした。また、専門委員会等の選定に係るプロセスも平塚中等教育学校と同様です。

以上が相模原中等教育学校の検討の結果と選定理由です。ご審議のほど、よろしく

お願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

常陸委員 選定審議会の中で今回議論になったところですか、特に質疑等があったところがありましたら、共有いただけますか。

支援部長 質疑等の中では、採択方針に「中高一貫教育の特色を踏まえ」とあります。それが選定理由でどのように説明をされているのかといった質問がありました。これについては、両校とも発展的な学習内容として、高等学校の学習内容を扱っていることを踏まえながら、後期課程とのつながりを意識した選定を行っているというご説明をしました。また、両校とも探究活動を重視しておりますので、そのことを踏まえて、前期課程で行う探究活動が後期課程にどのようにつながるのかといったことも意識しながら選定を行っているということで説明しました。

下城委員 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

笠原委員 ご説明にあった両校での探究活動、両校とも探究活動を重視しているということで、それぞれ学校が目指す「教育目標」であったり「めざす生徒像」が違うわけですが、何か特色的なところがあれば教えてもらえますか。

支援部長 基本的に、探究活動については、両校ともそれぞれの、例えば、平塚中等教育学校だと、12/142ページに「かながわ次世代教養について」ということで、それぞれの学校の探究活動について説明を掲載しています。

特に地域としての違いというところかというと、例えば、平塚中等教育学校だと、平塚の歴史的な施設等もありますし、あとは、キャリア教育の関係で職場訪問なども地域で行っているということ。相模原中等教育学校では、例えば、地域の交通安全運動ですとか、地域の安全防災に関わっているといったような特色があると承知しております。

笠原委員 今回、採択替えがあるわけではなく、それぞれの学校でこれまで使用してきた状況を振り返りながら、再度、今回、採択に臨んだわけですが、それぞれの学校の中から、そういう機会があることによって、その後の教育課程の中での教科書の活用みたいところで、何か新たに共有できた部分があるかとか、そのような話は出なかったのでしょうか。

支援部長 具体的な各教科の内容というよりは、このことを再度振り返ることによって、それぞれの教科で大事にしたいことですか、取り組んでいくべきところを再確認する機会となっているということで、とても有効だというお話をいただいております。

下城委員

他にいかがでしょうか。

では、私からも。中高一貫教育というのは、今、私学の方が盛んで、保護者の方がそちらを選択されるということがあって、それに対して、県立もやはり良いところを生かしていかなければいけない。先ほど請願で、県立志望が減ってきているのではないかというご指摘もありましたけれども、やはり、公教育として、きちんとニーズに応じていかなければいけないということがあると思うのです。今のお話の中で、中高一貫教育ということ平塚中等教育学校も相模原中等教育学校も生かしながら、特に探究活動に力を入れている。一方で、公教育ということで、全県から生徒が集まってくるわけですが、地域の特色についても学んでいかなければいけない。

少し話が広がりすぎるかもしれないのですが、そのことについて、全県の普通科高校が、平塚中等教育学校と相模原中等教育学校の良いところを学んでいこう、盗んでいこうというふうになっているのか。もう一つ、一方で、この間、全国都道府県教育委員会連合会で文部科学省の方から普通科教育というものをそろそろ見直す時期に入ってきていないかというような話がありました。今まで普通科教育というのは、とにかく大学に進学させればよいということだったのですが、そうではなくなって、中等教育の完了形としての高校教育の重要性というのは、また非常に高まっている。今後、経済的に右肩下がりになれば、ますます高まってくると思っているのですけれども、そういう中で公教育が果たすべき役割が、今までも重要だったわけですが、更に重要になってきている。単に大学へのステップというだけではなくてです。そうした中で、今、教科書採択の話なのですが、もっと県教育委員会の方から、単にいかに良い大学に進めるかというだけではなく、地域や中高一貫教育とか、とにかく良い条件の中で子どもに教育を受けさせたいというような、大きな要望の声というのは、中等教育学校だけにとどまらないですけれども、どのように聞こえてきているのか、あるいは全然ないのか、その辺の感触というか、認識はいかがでしょうか。

指導部長

高等学校の関係で言いますと、探究的な学びはすべての県立高校でも進めているところです。中等教育学校2校は、かなり先行していろいろな取組をしていましたので、その取組の成果も、研究の成果のような形でまとめたものも作っていただいていますので、それを共有する形で高等学校にも広げているという形で取り組んでおります。もう一つ、今、お話がありました普通科の改革についても、地域探究型であるとか、あるいは学際的な学びというような求めが文部科学省から下りてきていることについては、我々も十分承知しております。神奈川県も非常に地域性のあるところですので、一部地域においては、かなり地域と密着して、そういった探究活動に取り組むような動きをしているところもありますので、そういった情報を全県に広げていくという形で進めていきたい。今後どういう形で最終的に普通科改革を進めていくのかについては、まだ十分な議論はしきれてはいませんが、そういったことも視野に入れつつ、研究指定校等で取り組んでいただいているのが現状です。

下城委員

今後とも進めていただきたいと思います。神奈川県は首都圏にあって地方の県とは違って、公立と私立のバランスというのが大変微妙、かつ、公教育の重要性という役

した定教第16号議案でご説明したとおりです。

続きまして、一般図書の調査研究についてご説明します。3/33ページ、「＜参考＞令和6年度使用 神奈川県立特別支援学校採択教科用図書 調査研究資料」をご覧ください。この資料は、特別支援学校の各部門共通の一般図書についての調査研究をより充実させるため「県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料作成会議」において、特別支援教育課の指導主事と特別支援学校の教員とで検討・作成したものです。

4/33ページをご覧ください。調査研究資料の見方について記載しております。教科用図書として使用するにあたり、想定される学部、教科、学習指導要領との関連、図書の特徴をまとめております。各学校は、この資料を参考にして、調査研究を十分に行い、特別支援教育課に採択希望教科用図書を提出しています。

それでは、再びファイル02「定教第17号議案」をご覧ください。1ページお進みいただき「令和6年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧（案）」です。

1ページお進みいただき、目次をご覧ください。「文部科学省検定・著作教科書」では「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある児童・生徒用」「4 各部門共通」に分けて記載しております。その下の「一般図書」は「1 視覚障害教育部門」と、各部門共通で「2 知的障がいのある児童・生徒用」です。

1ページお進みいただき、4/36ページをご覧ください。【文部科学省検定・著作教科書】です。はじめに「1 視覚障害教育部門」についてご説明します。県立特別支援学校の視覚障害教育部門では、障害の程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には、平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象であり、通常の検定教科書を使用する児童・生徒や、拡大教科書、点字本を使用する児童・生徒も同じ教室で共に学んでいることから、いずれの教科書においても、内容が同様となるように、点字本の原典となる発行者の検定教科書や拡大教科書を使用しております。なお、点字本の原典である教科書は、各教科一種類ですので、複数の中から選ぶことはできないという状況です。

6/36ページをご覧ください。通し番号「1」の欄でご説明します。発行者略称に「光村〔支援セ〕」、図書名に「国語シリーズ」、教科に「国語」、備考に「墨字拡大〔点字〕」とあります。これは、光村図書出版株式会社の国語シリーズの墨字版、拡大図書版、点字版を表しており、点字版については、社会福祉法人 視覚障害者支援総合センターが出版しているものであることを示しております。

1ページお戻りください。小学部においては、7月6日に点字教科書の原典が決定しました。今後、点字版の編集を行う発行者が決定される予定ですので、点字版の発行者名は記載しておりません。

それでは、2ページお進みいただき、7/36ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。聴覚障害教育部門の教科用図書については、主に平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、「国語」「書写」に加えて、一番下にあります「言語指導」の教科書を採択できます。特別支援学校学習指導要領には、「言語指導」について「聴覚障害者である児童

に対する教育を行う特別支援学校」においては「体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句についての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」とその重要性が示されております。

続きまして、10/36ページをご覧ください。「3 知的障がいのある児童・生徒用」です。ここで示されている教科用図書は、文部科学省が作成しております著作教科書のうち、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科用図書で、通称「星本」と呼ばれています。特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科の内容は、学年ではなく段階別に示されており、小学部は3段階、中学部は2段階で示されています。星本には、この段階に応じて、星の数の一つから五つで示されています。国語、算数・数学、音楽の星本がありましたが、令和6年度から新たに生活が加わり、4教科となりました。

次に「4 各部門共通」についてご覧ください。特別支援学校の小・中学部において検定教科書を使用する場合には、児童・生徒が地域の学校との交流などでも使用できるよう、盲学校、ろう学校等以外は原則として、各特別支援学校が所在する地区が採択する教科書と同じ発行者の教科書を採択しますので、このような表記となっております。

続きまして、2ページお進みいただき、12/36ページからは【一般図書】です。「1 視覚障害教育部門」では、音楽や家庭、保健などの点字本は検定教科書を原典としておりますが、教科の特性により、点字にする上での表記や、レイアウトが検定教科書と異なるため、一般図書として扱っています。

次のページ、13/36ページから36/36ページまでは「2 知的障がいのある児童・生徒用」の一般図書です。各学校が調査研究を行うための資料として作成した特別支援学校採択教科用図書調査研究資料542冊、そして、今年度、学校より新たに希望のあった8冊を加えて、550冊として採択一覧（案）としています。

以上が、採択をお願いする教科用図書一覧（案）です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員 二つあります。一つは、特別支援学校のお子さんは、非常に一人ひとり個性や特性が違うものですから、一般用図書について、保護者の方から「こういうものがよい」というような意見を言える機会があるのかという点です。

それから、もう一つは、検定教科書の方におきまして、タブレットを使って、例えば、視覚障害者用だったら読み上げが、あるいは、聴覚障害者用だったら手話が出てくるとか、そういうような工夫はあるのかどうか。

特別支援教育課長 まず、保護者の方が意見を言う機会というところですが、特別支援学校では、個別教育計画を作成する際に、保護者の方と相談をしながら作成をして、今、お子さんにどのような目標を設定していくとよいのか、相談をする機会があります。そうした場で、保護者の方と教科用図書についても意見を交換し合うとか、お話をお伺いす

るというような機会があります。

それから、端末での教材の活用ですが、例えば、視覚障害教育部門においては、教科用図書について、デジタルデータを活用してボランティア団体等が作成している音声教材があります。それは、マルチメディアデジタイズ教科書ですとか、UD-Bookというように、それぞれ作成している内容について違うのですが、そうしたデジタルデータを教科用図書とともに活用しながら、読み上げ機能がついているとか、それから、見やすい教材になっているとか、そういうようなところで活用しているというところがあります。

下城委員 他にいかがでしょう。常陸委員。

常陸委員 特別支援学校の採択教科用図書調査研究資料のリストは、かなりリストとして数が多いところですが、一般図書は更に膨大な数が出ていて、その中で、リストはどのように選定されているのかということと、更新頻度はどのようにされているか教えてくださいいただけますか。

特別支援教育課長 県立特別支援学校の採択教科用図書調査研究資料ですが、県立特別支援学校の教員と特別支援教育課の指導主事を構成員とした、調査研究資料作成会議を毎年開催して、児童・生徒の実態を踏まえて、内容を毎年見直して更新をしております。特に、絶版になり、もう採択できない本もありますし、一般図書として文部科学省と契約を予定しなくなったという図書もあります。また、年々、子どもの状況、それから社会の情勢で、内容が古くなっているものもありますので、そうした点も含めながら、毎年見直しをしております。そういう中で、特に教科の偏りがないようにというところも踏まえて調査研究資料作成会議の中で見直しを行って、大体最初は500冊というようなところでスタートしたのですが、それ以降は様々入れ替えをしていながら、500から550冊程度のリストを今維持しているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 一般図書に関連して、こうした550冊の調査研究資料を作成するのは、非常に効果的だというふうにかねがね思っているのですが、特に最近の傾向として、一般図書が時代の変化の中で何か特徴的なものがあるかどうか。昔からあるものもあるのですが、今の状況を反映したりとか、児童・生徒の先のキャリアのことを考えたものが増えてきているとか、何か特徴的なことがあれば教えてくださいいただけますか。

特別支援教育課長 昔から皆さんに愛されている本を一般図書として採択して、教育活動の中で活用していくことが行われているところもあります。それから、音声教材になるようなもの、音が出るもの、触れるもの、子どもたちの様々な特性に応じて活用できる本は、毎年採択されている状況があります。一方で、特にこの後ご説明しますが、高等部については、社会にこれから出ていくところを見据えた本を採択していくことが増

えております。また、そうした本がたくさん発行されるようになってきているというような状況もあるかと思えます。

笠原委員 今のご説明にあった高等部だと職業教育とか、小・中学校の段階からキャリア教育、特に特別支援学校のお子さんに関しては、将来の自立を見据えてというところもあると思うので、小・中学部でもそういった職業的なもの、それから、キャリア教育につながるようなものの採択は、過去に比べると増えているという認識でよいのですか。

特別支援教育課長 小学部・中学部においては、まず、基礎基本を学ぶところからスタートしておりますし、特に今回、生活の教科書が新しく作成されておりますが、やはり、基本的な生活習慣から積み上げていくという中でのキャリア教育だと思うのです。そうした部分の中でキャリア教育も視野に入れていくことが、小学部段階では多いかと思えます。中学部になると、そこに加えて、職業や家庭科の中でキャリアについて指導し、高等部につなげていくという視点で本が採択されていると思えます。

下城委員 他にいかがでしょうか。

私からも一言、質問ではなく要望です。先般、普通学校の教科書採択について審議したと思えます。新しい教科書を見せていただいた中で、デジタル教科書があったり、それから、QRコードが各ページについていて、それにスマートフォンをかざすだけで、補足的な内容が見られるだとか、あるいは、理科なら写真を見られるとか鳴き声がという、いろいろと時代の進歩に合わせて新しい。先ほど佐藤委員から最初に質問があって、お答えがありましたように、特別支援学校のいろいろな障がいをお持ちのお子さんにこそ、正にそういう機能がとても必要なことで、現場ではもう既にいろいろな副教材を用意して、手づくりのものも入れながらやっておられるとは思いますが、これを市場原理に任せておくと、大きな教科書出版社だと後回しになるというか、部数が少ないという扱いになってしまうので、是非、現場から「むしろこういう障がいを持っている方々が広く勉強するためにこそ、そういうものが必要なのだ」と、「少数で営利に沿わないかもしれないけれども、こういうものこそが 필요한ので、先駆けてどんどん改善して行ってほしい」という声を是非上げ続けていただければと思います。これは要望です。お願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がなければ採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第17号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。

資格等を取り、社会で働くための専門性を身につけるためのコースとその教育課程を設置しております。そうしたことから、専門性の高い一般図書が選ばれており、図書の中には、国家試験受験のために編集されたものもあります。また、視覚障害教育部門では、障がいに対応するため、拡大教科書、点字教科書も含まれております。加えて、障がいの程度によっては、通常の教科用図書、拡大教科書、点字教科書のいずれも使うことが難しい場合もあり、音声教材を使うこともあります。

続いて、22/49ページをご覧ください。22/49ページから24/49ページまでは「2 聴覚障害教育部門」です。こちらも視覚障害教育部門同様に、専門的な図書が選定されております。

続いて、25/49ページをご覧ください。25/49ページから49/49ページは「3 知的障がいのある生徒用」で、各教育部門共通の一般図書です。内容は、定教第17号議案でご審議いただいた際にご説明した一般図書と、新たに学校より希望のあった本も加え、採択案としてあります。

以上が、定教第18号議案です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がございましたらお願いします。常陸委員。

常陸委員 7月12日の教科用図書調査委員会での議論のポイントになったところがありましたら教えていただきたいのと、今回も高等学校で一般図書の採択希望があったということで、どのようなタイトルだったか教えていただけますか。

特別支援教育課長 教科用図書調査委員会でのどのような議論があったかというところですが、子どもたちの状態が様々で、毎年何を使用し学ばせるか、学校現場は考えていると。調査研究資料のように、一般図書の特徴や学習指導要領との関連は示されているという調査研究資料があるので、より適切に選定することができるというような意見だとか、保護者の方も委員として参加していただいていますので、こうした調査研究資料を作成する中で、子どもの発達や状況に合わせて教科用図書を選んでいただいていることが分かったというようなご意見をいただいております。

また、高等部で、今年、採択希望のある一般図書なのですけれども、「学校では教えてくれない大切なこと ルールとマナー」「なぜ僕らは働くのか」だとか、自立と社会参加に見据えた高等部卒業後を見据えた教科用図書が特別支援学校から採択希望が出ているというような状況です。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 高等部になっているのだから、一般図書として小・中学部の生徒が使うようなものではなく、高校生という段階に合った一般図書を選んでいただけるとよいみたいなご意見をいただいた時期もあったのではないかと思うのですが、そういったご意見が最近の傾向として出ているのかどうか、それとも、もうすでに繰り返し学校の中で、そういう教科用図書の採択に当たってのいろいろなご意見が出ていて、それを踏まえて

学校では保護者の方々に対応されていて、そういったご意見はあまり出なくなっているのか、その辺りはどうなのでしょう。

特別支援教育課長 個別教育計画を作成するときに、お子さんの今年の目標をどうしましょうかとか、どんなところをねらいにしましょうかというところを話し合いする中で、そのためにどのような教材を使おうかという話をするところがあるのですが、そうした中で、教科用図書のことも話題になる、意見交換をすることがありますので、特別支援学校の高等部段階で、生活年齢に応じた内容を用意するところを視点にすることはありますけれども、やはり、お子さんの認知レベルですとか、情報をどういうふうに取り入れるという手だてが必要かということも含めての教科用図書の選定になりますので、生活年齢に即したということだけでは、本、教科用図書を選びにくいということも現実としてはあるのですが、ただ、いつまでも小学部や中学部で使っていた内容ではないものを視点としては選んでいこうということは、学校としては考えているところです。

支援部長 あわせて、会議の中で保護者の代表の方から、個別教育計画を立てながら教科書を選ぶ中で、教科書をとおして、また新たにお子さんの特性や、お子さんが教科書を見ている様子を見て、よりお子さんのことを理解できるようになったというお話もいただきました。

笠原委員 やはり、どういう教材が子どもたちの成長を促していくかというのは、一つの教材としては大変重要なことだと思いますので、是非そういった視点も含めながら、毎年度できるだけ質の向上を目指していただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。教育の個別最適化ということですよ。それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 それでは、ただいまの定教第18号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないことを認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

行政課長

ファイル06をお開きください。「令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」ご報告します。この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と本県が実施する「公立中学校等卒業者の進路状況調査」の結果をもとに、県内の公立中学校、義務教育学校及び公立特別支援学校中学部を今年3月に卒業した者の進路状況をまとめたもので、調査期日、調査対象は資料記載のとおりです。

次に【集計結果のポイント】ですが、今年3月に県内の公立中学校及び義務教育学校を卒業した者の総数は68,002人で、前年度に比べ878人増加しました。そのうち、高等学校等進学者数は67,394人で、卒業者総数に占める構成比は99.1%となり、前年度から変化はありません。また、全日制進学者数は60,696人で、構成比は89.3%となり、前年度に比べ0.3ポイント低下しました。

次に、下段の〈公立中学校及び義務教育学校卒業者の進路状況【総括表】〉をご覧ください。表の左側、区分欄の1段目「卒業者総数」、2段目の「高等学校等進学者」については、ただいまご説明したとおりです。その下、3段目から7段目は、2段目の「高等学校等進学者」の内訳を課程別等に五つに分けて記載しております。その構成比を前年度と比較しますと、全日制進学者は89.0%で、前年度の89.3%に比べ0.3ポイント低下、定時制進学者は1.8%で、前年度の1.9%に比べ0.1ポイント低下、通信制進学者は6.3%で、前年度の6.0%に比べ0.3ポイント上昇という状況です。表の一番下の段「全日制進学者」をご覧ください。「全日制進学者」とは、表の3段目「高等学校（全日制）進学者」と、そのさらに三つ下の「高等専門学校進学者」を合わせたもので、人数は60,696人、構成比は89.3%で、前年度に比べ、人数では585人の増加、構成比では0.3ポイント低下しました。概要は以上です。

なお、2/26ページ以降の「令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況」は、調査結果全体をまとめたものです。私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょう。

笠原委員

資料の8/26ページに「3 その他の者」とあります。「その他の者」の内訳を拝見して、さらに「その他」とありますが、「その他」は何でしょうか。「表3 その他の者の内訳」の「その他の者」の中で、さらに「その他」というのがあります。それは後ろの表でいうと、どれを拝見すればよいか、見当たらなかったのを教えていただけるとありがたいです。

行政課長

「その他の者」の「その他」は、20/26ページ「第9表 左記以外の者の内訳」で、「高等学校への進学準備中」「家事手伝い・入院・施設入所等」「海外の高等学校等」への進学者、それ以外を「その他」と表記しております。具体的に「その他」の内訳ですが、例えば、高等学校へ進学する意思があるが、調査期日の結果においては

進学をしていない者、希望校に合格できなかった者、その他経済的な理由等で直ちに進学ができなかった者、フリースクールに通われている者、無認可校の利用者、その他状況が不明な者等が、「その他」の数字の中に入っている状況です。

下城委員

他にいかがでしょうか。少し私からよろしいですか。

全日制の入学者が前年度に比して0.3ポイント減。原因として通信制進学者が6.3%でしたか。先ほどのく公立中学校及び義務教育学校卒業者の進路状況【総括表】>もですが、7/26ページのグラフが分かりやすいと思うのですが、一つ質問させてください。通信制は、神奈川県为学校に入った子は神奈川県でカウントされているのですか。通信制はいろいろとあるではないですか。例えば、東京に拠点があって、神奈川県にはスクーリングに行く施設はあるけれども、そこにスクーリングに行っているのだけれども、数的には、神奈川県のカウントになっているのか、東京都のカウントになっているのか。

行政課長

通信制のカウントですが、本部校の所在地で反映させています。本部校が神奈川県内だと、県内の通信制の学校となります。

下城委員

そうですね。このグラフの見方なのですが、神奈川県に住んでいて、東京の例えば私立高校に通っている子たちの数字は、これには反映されていないのか。

行政課長

7/26ページの表に関しては、県内県外含めた全体の、という形になっております。

下城委員

分かりました。改めて伺います。0.3%の減ということの理由は、通信制が増えてきているという時代の流れ、保護者の方の選択もそうですけども、より一層子どもたちの選択の多様化ですよね。一方で、我々公教育に携わっている人間としては、公教育の魅力を増さなくてはいけないのですが、県立高校にももちろん通信制はあるのですけれども、やはり多様化ということの認識でよろしいのでしょうか。

高校教育課長

通信制への進学者の割合が上昇したのは、今おっしゃっていただいたように、広域通信制への需要が高まっているということが要因の一つと考えられますけれども、学びのニーズが多様化しているところも要因の一つであると考えております。

下城委員

分かりました。やはり、公教育として、なるべくフルサイズで教育をしていきたいという中で、単に教科書から学ぶというだけではなくて、今般のコロナ禍で、もう痛切に現場で思い知ったことですがけれども、ただ単に学ぶというだけなら、オンラインでもできるのだけれども、学校の機能はそれだけではないですよね。やはり、先生と対面で集まる、それから、先生だけではなくて皆と集まる、皆と人間関係を作っていく。ぎくしゃくも沢山あるわけですがけれども、その中でやはり学んでいくものの大きさ。これが欠けるということの、ものすごいあれですよね。だから、通信制でも、聞くとほとんどの子が実は昼間はスクーリングに通っていたりするので、やはり、多様

性だけで通信制が選ばれるのかなというふうに、やはり、言い訳にはいけないのだらうという気も一方ですので、やはり我々としては、極力フルサイズの学校に来ていただけるようにということの、キャンペーンといいますか、アピールといいますか、公教育の質を高めるということを、今後、ますます重ねていかななくてはならないだらうと思います。これは感想です。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

常陸委員 8/26ページの「表3 その他の者の内訳」の「その他の者」のところで、「海外の高等学校等」の数字が出ていますのでけれども、そこが令和3年度から比べて、配慮はあるかもしれないけど少し増えている。これは、保護者の転勤などで同行するというケースなのか、または単身で海外留学を選択された方がこの中にいらっしゃるのかといったような内訳というのは把握されていますでしょうか。

行政課長 いろいろな項目等が入っている中での形ですので、海外等という形だけでの増加ではないかと捉えております。人数としては、海外の高等学校等への進学者は令和4年度が77名で、前年度58名から増加ということで、ここ何年かは昨年度と比較して増えているという状況です。

常陸委員 そこから、さらにというところは調査の範囲外ということですか。それが保護者に同行されたのか、単身で留学されたのか。

行政課長 そこまでの調査はしておりません。結果として、進路先として海外の選択肢、高等学校等を選ばれたという結果です。人数を集計したもので、その内訳までは調査していないという状況です。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、報告1については以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第19号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員人事課長を指定します。

(10時46分非公開の会議に入り、10時56分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了しましたので、これにて閉会とします。

令和5年8月8日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第19号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。